

## ★ 安全運転管理者等の変更があった場合は手続きが必要です!

### 【手続きが必要となる変更事項】

- ◇ 安全運転管理者・副安全運転管理者が変わった
  - ◇ 事業所の代表者が変わった
  - ◇ 事業所の名前が変わった
  - ◇ 事業所の住所・電話番号が変わった
  - ◇ 車両台数が増えた・減った
- などの場合には、変更手続きが必要です。

### 【手続きの方法等】

- ◇ 選任又は解任の届出は、選任又は解任した日から15日以内に公安委員会への変更手続きが必要です。
- ◇ 届出用紙は、警察署交通課(係)に備付けてあります。  
鳥取県警察本部のホームページから届出用紙をダウンロードすることも出来ます。
- ◇ 安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任・変更の届出書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は健康保険等の被保険者証若しくは、共済組合員証の写し ※いずれかを添付してください。(運転免許証の写しは、表裏両面の写しを添付)
  - (2) 管理経歴証明書(安全運転管理者としての管理歴を証明するもの)
  - (3) 自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書(証明期間2年以上)※注 安全運転管理経験のない方は「要件該当認定申請書」の添付も必要です。

### 【届出先】

- ◇ 届出の窓口は、事業所所在地を管轄する警察署交通課(係)です。

※ 電話やFAX、郵送等での変更手続きはできません。また、安全運転管理者講習の際に講習申込書等に新しい内容を記載されても変更手続きにはなりません。

※ 詳細は所轄警察署交通課へお問合わせください。

鳥取警察署 0857-32-0110

郡家警察署 0858-72-0110

智頭警察署 0858-75-0110

浜村警察署 0857-82-0110

倉吉警察署 0858-26-7110

琴浦大山警察署 0858-49-8110

米子警察署 0859-33-0110

境港警察署 0859-44-0110

黒坂警察署 0859-74-0110

\* 電話番号をお間違えなく!

※ 音声ガイダンスが流れますので  
鳥取、倉吉、米子警察署は  
② → ① の順に  
その他の警察署は  
② を  
選択してください。

※ 詳しくは最寄りの警察署へお尋ねください。